

会 則

茨城県総合リハビリテーションケア学会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、茨城県総合リハビリテーションケア学会と称する。

第2条 本会の事務局は、水戸市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、関係諸機関・団体等と連携のもとにリハビリテーションケアの学術的発達と教育・普及を図り、県民の健康と福祉に貢献することを目的とする。

第4条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 学術集会の開催
- 二 会誌等の発行
- 三 調査研究活動の推進
- 四 県民に対する研修・啓発活動
- 五 その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- 一 個人会員
- 二 団体会員
 - A. 職能団体
 - B. 施設団体
- 三 賛助会員
- 四 名誉会員

第6条 個人会員又は団体会員（職能団体・施設団体）とは、本会の目的に賛同し、リハビリテーションケアについて研究し又は関心をもち、理事会の承認を得た個人若しくは団体をいう。対象となる職能団体とは、リハビリテーションケアに関連する専門職能の団体（A）をいう。また施設団体とは、病院、診療所、薬局、介護施設、障害者施設、教育機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、保健所、保健センター、社会福祉協議会、県、市町村、その他リハビリテーションケアに関連する施設（B）をいう。

2 個人会員は、総会に出席し議決権を行使することができる。

3 団体会員は団体会員代表者を選出する。団体会員代表者は団体の長が推薦する者とし、総会に出席し議決権を行使することができる。

第7条 賛助会員とは、本会の目的に賛同する個人又は団体で、理事会の承認を得て、賛助会費を納めたものとする。

第8条 名誉会員とは、本会の発展に多大の寄与をした者の中から、理事長が理事会の議を得て総会に推薦し、その承認を得られたものとする。

第9条 個人会員は、学術集会で発表し、会誌に投稿し、かつ会誌等の配布を受けることができる。

2 団体会員に所属している職員は、所属を証明する書類等を提示した上で、学術集会で所定の参加費等を支払うことで参加できる。団体には所定の部数の会誌を配布する。

第10条 本会に入会を希望する個人又は団体は、住所、氏名等を明記した茨城県総合リハビリテーションケア学会入会申込書を、本会事務局に提出するものとする。

第11条 本会に入会を認められた会員は、年会費を納入しなければならない。年会費は細則によって定める。

第12条 正当な理由なく年会費を3年以上滞納した会員は、退会したものと認める。

第13条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返却しない。

第14条 退会を希望する会員は、理事会へ退会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第15条 本会の名誉をいぢるしく毀損した会員は、理事会の議を経て除名することができる。

第4章 役 員

第16条 本会には次の役員をおく。

- 一 理事長 1名
- 二 副理事長 2名
- 三 理事 若干名
- 四 監事 2名

- 第17条 理事長及び副理事長は理事の互選による。理事長は、本会を代表し会務を統括する。副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。
- 2 理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 第18条 理事は団体会員である職能団体の推薦を受けて総会で承認する。理事は理事会を組織し、会務を執行する。
- 第19条 監事は理事会が推薦し、総会で承認する。会計監査は本会の会計及び資産を監査する。
- 第20条 役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。
- 第21条 本会に、顧問及び相談役をおくことができる。

第5章 会 議

- 第22条 総会は毎年1回理事長の召集により行う。ただし、会員の5分の1以上から請求があった時及び理事会が必要と認めた時は、理事長は臨時に総会を開催しなければならない。
- 2 総会は会員の5分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。
- 3 やむえない理由で総会に出席できない会員は、委任状をもって出席したものとみなす。
- 4 議決事項は出席者の過半数によって決定する。
- 第23条 理事会は必要に応じて理事長が召集する。

第6章 学 術 集 会

- 第24条 本会に学術集會会長(学会長)をおく。
- 第25条 学会長は理事会の推薦による。学会長は学術集會を主宰する。
- 第26条 学会長の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 第27条 学術集會は年1回開催する。

第7章 会 誌 等

- 第28条 本会は年1回以上会誌を発行する。
- 第29条 編集担当の理事をおく。尚、編集規程等は別に定める。

第8章 会 計

- 第30条 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。
- 第31条 本会の費用は、会費その他の収入をもってこれにあてる。
- 2 本会の予算は、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 本会の決算は、理事会及び総会の承認を受けなければならない。
- 第32条 学術集會の会計は特別会計とする。
- 2 学術集會の費用は、学術集會参加費等をもって充当する。
- 3 学術集會の決算は、理事会に報告しなければならない。

第9章 会則の変更

- 第33条 本会の会則を変更する場合は、理事会の議を経て総会の承認を必要とする。

第10章 解 散

- 第34条 本会を解散する場合は、理事会の議を経て総会の承認を必要とする。
- 2 解散後の事務処理は理事であったものが行う。

付 則

- 第1条 本会則は平成9年7月13日より施行する。
- 第2条 本会則は平成10年2月14日より施行する。
- 第3条 本会則は平成26年4月1日より施行する。
- 第4条 本会則は平成30年4月1日より試行する。
- 第5条 本会則は令和元年12月14日より施行する。

茨城県総合リハビリテーションケア学会細則

第1章 年会費

- 第1条 個人会員の年会費は2,000円とする。
団体会員Aの年会費は20,000円とする。
団体会員Bの年会費は10,000円とする。
- 第2条 賛助会員は年会費一口10,000円とし、一口以上とする。

第2章 学会参加費等

- 第3条 学会参加費や学術誌等に関する規程その他必要なことは、都度担当理事と事務局の議を経て、理事会の承認を得て定め、執行する。

第3章 謝金規程、旅費規程等

- 第4条 謝金規程、旅費規程その他会の運営に必要な規程は、都度担当理事と事務局の議を経て、理事会の承認を得て定め、執行する。

付 則

- 第1条 細則1は平成25年11月の理事会が決定した。
- 第2条 本細則は平成26年4月1日より施行する。
- 第3条 本細則は令和元年12月14日より施行する。

投稿規程

1. 本誌の目的

本誌は茨城県総合リハビリテーションケア学会の機関誌として、リハビリテーションケアの基礎となる関連領域の研究発表の場を提供することを主な目的とする。記事の種類は「研究と報告」「総説」「症例報告」「短報」「その他（学会記事、紹介、会員の声）」とする。

2. 投稿資格

本誌への投稿は、茨城県総合リハビリテーションケア学会個人会員とする。共著者においても、論文掲載時には会員でなければならない。ただし、編集委員会から依頼された原稿についてはこの限りではない。また、投稿原稿は国内外の他紙に掲載、または投稿中の原稿でないこと。

3. 採否決定機関

掲載の採否については編集委員会に置いて決定する。

4. 投稿原稿の倫理

実験の倫理性は「生物医学雑誌投稿に関する統一規程」に基づき、研究対象の人権保護、および動物愛護について十分配慮されねばならない。また、可能な限り事前に倫理委員会などの承認を得、その旨を本文に明記する。

5. 利益相反

利益相反の可能性（研究助成費用や企業からの援助など）がある場合には、本文に記載する。

6. 著作権

本誌に掲載された論文の著作権は、茨城県総合リハビリテーションケア学会に帰属する。著作権譲渡の確認の為、投稿時は別紙の投稿誓約書に自筆による署名をして提出すること。

7. 掲載料

投稿料は規程範囲までは無料とするが、それを超えるものに関しては実費負担とする。カラー掲載など印刷上特別な費用を必要とした場合は著者負担とする。

8. 別刷

別刷の費用は著者負担とする。依頼原稿については30部まで無料とする。

9. 校正

校正は執筆者の責任において校正し、再校までとする。

10. 原稿送付方法および連絡先

原稿、原稿のコピー2部、原稿のCD-R1枚（作成年月日、著者名記入）、投稿誓約書、転載がある場合は「転載許諾書」を下記に送付してください。投稿された原稿及びCD-Rは原則返却しません。

〈原稿送付先〉〒310-0034 茨城県水戸市緑町3-5-35
一般社団法人茨城県リハビリテーション専門職協会内
茨城県総合リハビリテーションケア学会事務局
TEL：029-306-7765 EMAIL：ibaraki.rehacare@gmail.com

執筆要領

1. 論文の構成

論文は和文とする。また原稿は全て横書きとし、MS-Word を使用する場合は A4 用紙とする（原則として 1 行 40 時、1 頁 30 行）。

2. 原稿の構成

学科抄録を除き、論文を投稿する場合は以下の構成に従って原稿を作成すること。

1) 表紙

表題、投稿原稿の種類、著者（共著者）名、所属、職種、筆頭著者の連絡先（住所、電話、Email アドレス）を明記する。また、本文の文字数及び図表の個数を明記する。

2) 要旨・キーワード

和文要旨を 400 字以内、キーワードを 3 語、記載する。

3) 本文

適宜見出しを付けること。外国人名、冠名症候群などは欧文表記とする。なお、外国の国名、地名などで一般的なものは片仮名表記でも可。

4) 図表

図表は別紙に 1 枚ずつ貼り付け、それぞれ掲載順に一連番号と表題を付す。

5) 引用文献

文献は引用順に、参考文献は著者名で AB 順に配列する。

- 表記例**
- 1) 関 和則：機能回復神経学の現状—リハビリテーション医学分野。リハ医学 31：17-22, 1944
 - 2) 森谷敏夫：脊髄反射の発達と運動機能。久保田競編，発達のメカニズム，p79-88，ミネルヴァ書房，1994
 - 3) Stineman MG, et al: Discharge motor FIM-function related groups. Arch Phys Med Rehabil 78: 980-985, 1997
 - 4) Hultman E, et al: Biochemical causes of fatigue, Jones NL(ed): Human Muscle Power. 1sted, p215-252, Human Kinetics, Illinois, 1986

3. 原稿の規程分量

研究と報告、総説は、図表含め 400 字詰原稿用紙 30 枚以内。症例報告、短報は 400 字詰め原稿用紙 15 枚以内、その他（学会記事、紹介、会員の声）は 400 字詰原稿用紙 3～5 枚程度とする。図表等はいずれも 1 点につき 400 字詰原稿用紙 1 枚として換算すること。

4. 数量の単位

数字は算用数字、度量衡単位は CGS 単位（cm, g, S）に限る。

5. その他

- 1) 図表の挿入場所を明示する。
- 2) 引用・転載の図表はそれぞれ出典を明記する。
- 3) 必要でない限り、表に縦線は使用しない。
- 4) 本文には最下部にページ番号を記載する。

投稿誓約書

茨城県総合リハビリテーションケア学会 御中

論文名

上記論文は、他紙にすでに発表された論文あるいは投稿中、投稿予定でないことを誓約いたします。
また、掲載された全ての著作権は茨城県総合リハビリテーションケア学会に帰属し、他紙への無断掲載はいたしません。

筆頭著者署名

署名日

(年 月 日)

共著者署名

(年 月 日)

(年 月 日)

(年 月 日)

(年 月 日)

(年 月 日)

※本誓約書を原稿に添付してください。一部コピーは筆頭著者が保管してください。

※共著者欄が不足の場合、この用紙をコピーして使用願います。

茨城県総合リハビリテーションケア学会施設団体会員一覧 (2021.10.29 現在) 敬称略

アール医療福祉専門学校	つくばセントラル病院
アイビークリニック	筑波メディカルセンター病院
いちほら病院	特別養護老人ホームもみじ館
茨城県立医療大学付属病院	特別養護老ホーム樅の木荘
茨城県立中央病院	日立港病院
茨城西南医療センター病院	銚田病院
茨城リハビリテーション病院	水戸済生会総合病院
牛久愛和総合病院	水戸赤十字病院
小川南病院	八郷整形外科内科病院
介護老人福祉施設北勝園	やすらぎの丘温泉病院
介護老人保健施設いちご苑	吉成医院
介護老人保健施設くるみ館	老人保健施設境町メディカルピクニック
介護老人保健施設コミュニティケアセンター樺山	
介護老人保健施設プロスペクトガーデンひたちなか	
介護老人保健施設フロンティア銚田春の場所	
霞ヶ浦医療センター	
烏山診療所	
神立病院	
きぬ医師会病院	
県南病院	
J Aとりで総合医療センター	
志村大宮病院	
水府病院	
総合病院土浦協同病院	
総合守谷第一病院	
総和中央病院	
高須病院	
立川記念病院	
丹野病院	
筑波学園病院	
筑波記念病院	
つくば国際大学	

編集後記

茨城県総合リハビリテーションケア学会誌第29巻学術集会特別号の編集にあたり、諸岡信裕理事長をはじめ、各職能団体からご推薦いただきました実行委員の皆様、事務局のご協力に感謝申し上げます。また、今回のプログラムにおきまして快くお引き受けいただいた先生方、一般演題をお申込みいただきました皆様方にはお忙しい中、抄録作成や講演・発表準備等多大なるご配慮をいただき、誠に感謝申し上げます。

茨城県総合リハビリテーションケア学会学術集会は24回目の開催となります。23回目の開催以降、世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の影響で昨年は開催を見送りましたが、今回はオンラインによる開催ということで、一般社団法人茨城県言語聴覚士会が中心となり、実行委員会を重ね準備をまいりました。聴覚障がいの方など幅広い方々も興味をもって参加できるよう手話通訳もお願いしました。はじめての取り組み満載の大会になりますが、実り多き新たな学術集会となるよう、精一杯尽力して参ります。

最後に重ねてではありますが、多くの皆様方にご支援ご協力を賜りましたことに心より感謝申し上げます。当日、沢山の方々のご参加お待ちしております。

(実行委員長 岡野 忍)

茨城県総合リハビリテーションケア学会誌 Vol.29

発行日	令和3年11月1日
発行	茨城県総合リハビリテーションケア学会
事務局	〒310-0034 茨城県水戸市緑町3-5-35 (茨城県保健衛生会館内) 一般社団法人 茨城県リハビリテーション専門職協会内 TEL: 029-306-7765 FAX: 029-353-8475
印刷	前田印刷株式会社筑波支店 〒305-0836 茨城県つくば市山中152-4 TEL 029-875-6696 FAX 029-875-6698
